

東温市地域公共交通利便増進実施計画策定業務プロポーザル評価委員会
設置要綱（案）

令和8年3月13日制定

（設置）

第1条 東温市地域公共交通利便増進実施計画策定業務に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、東温市地域公共交通利便増進実施計画策定業務プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、東温市地域公共交通利便増進実施計画策定業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) プロポーザル実施要領、プロポーザル仕様書等に関すること。
- (2) 受託候補者の特定に関すること。
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、学識経験者、交通事業者及び地域公共交通利用者の中から委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の数の5分の4の出席をもって成立する。
- 3 会議は非公開とする。

（意見等の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

（秘密を守る義務）

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、東温市地域公共交通活性化協議会事務局に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月13日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、東温市地域公共交通利便増進実施計画策定業務の委託契約締結をもって、その効力を失う。

別表

構 成 員	委 員
市町村	東温市
公共交通事業者等、道路管理者	株式会社伊予鉄グループ
	東温市タクシー連絡協議会
	東温市産業建設部
地域公共交通の利用者	市民
	市民
学識経験者	東温市地域公共交通アドバイザー